

札幌市個人番号利用条例案

平成27年(2015年)9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市個人番号利用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、法第3条の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 別表1の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

- 2 市長は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 別表2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

| 機関    | 事務  |
|-------|---|
| 1 市長  | 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの                        |
| 2 市長  | 札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 3 市長  | 札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 4 市長  | 札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 5 市長  | 札幌市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 6 市長  | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 市長  | 札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 8 市長  | 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 9 市長  | 札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号）による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 10 市長 | 札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの                         |
| 11 市長 | 札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 12 市長 | 札幌市要介護認定等情報提供事業の実施に関する事務であつ   |

|       |  |
|-------|--|
|       | て規則で定めるもの  |
| 13 市長 | 札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 14 市長 | 札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 15 市長 | 札幌市パーソナルアシスタンス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  |
| 16 市長 | 札幌市療育手帳交付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 17 市長 | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                                       |
| 18 市長 | 札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                                     |
| 19 市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                                |
| 20 市長 | 札幌市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）による申請書の提出の受付に関する事務であって規則で定めるもの                            |
| 21 市長 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |

別表2(第4条関係)

| 機関   | 事務                                       | 特定個人情報  |
|------|--|---|
| 1 市長 | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に | 医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、介護保険給付等関係情報又は戦傷病 |

|      |   |  |
|------|---|--|
|      | 基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの  | 者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）による戦傷病者手帳の交付に関する情報であつて規則で定めるもの   |
| 2 市長 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | 障害者関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、地方税関係情報又は公営住宅関係情報であつて規則で定めるもの   |
| 3 市長 | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの   | 障害者関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、地方税関係情報又は公営住宅関係情報であつて規則で定めるもの   |
| 4 市長 | 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの   | 障害者関係情報、療育手帳関係情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 2 |

|      |  |  |
|------|--|--|
|      |  | 6年内閣府、総務省令第7号) 第1<br>9条に掲げる情報であって規則で定<br>めるもの  |
| 5 市長 | 札幌市高齢者生活支援<br>型ホームヘルプサービ<br>ス事業の実施に関する<br>事務であって規則で定<br>めるもの       | 生活保護関係情報、外国人生活保護<br>関係情報、介護保険給付等関係情報、<br>中国残留邦人等支援給付等関係情報<br>又は高齢福祉サービス及び障害福祉<br>サービス等関係情報であって規則で<br>定めるもの |
| 6 市長 | 札幌市高齢者福祉電話<br>貸与事業の実施に関する<br>事務であって規則で定<br>めるもの                    | 地方税関係情報又は高齢福祉サービ<br>ス及び障害福祉サービス等関係情報<br>であって規則で定めるもの   |
| 7 市長 | 札幌市高齢者理美容サ<br>ービス事業の実施に関する<br>事務であって規則<br>で定めるもの                   | 生活保護関係情報、外国人生活保護<br>関係情報、介護保険給付等関係情報、<br>中国残留邦人等支援給付等関係情報<br>又は高齢福祉サービス及び障害福祉<br>サービス等関係情報であって規則で<br>定めるもの |
| 8 市長 | 札幌市生活支援ハウス<br>(高齢者生活福祉セン<br>ター) 運営事業の実施<br>に関する事務であって<br>規則で定めるもの  | 介護保険給付等関係情報、地方税関<br>係情報又は高齢福祉サービス及び障<br>害福祉サービス等関係情報であって<br>規則で定めるもの                                       |
| 9 市長 | 高齢者虐待の防止、高<br>齢者の養護者に対する<br>支援等に関する法律に<br>よる相談、指導及び助<br>言、通報を受けた場合 | 医療保険給付関係情報、障害者関係<br>情報、生活保護関係情報、外国人生<br>活保護関係情報、療育手帳関係情報、<br>介護保険給付等関係情報、地方税関<br>係情報、年金給付関係情報、中国残          |

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       | の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの                 | 留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報又は札幌市訪問指導事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの   |
| 10 市長 | 札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの   | 障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報であって規則で定めるもの   |
| 11 市長 | 介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置若しくは立入調査に関する情報又は札幌市訪問指導事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| 12 市長 | 札幌市介護保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則              | 医療保険給付関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの   |

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       | で定めるもの  |   |
| 13 市長 | 札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの  |
| 14 市長 | 札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの                                      | 医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報又は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置若しくは立入調査に関する情報であって規則で定めるもの |
| 15 市長 | 札幌市要介護認定等情報提供事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの                                | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの   |
| 16 市長 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付                                       | 高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報であって規則で定めるもの   |

|       |  |   |
|-------|--|---|
|       | <p>費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> |   |
| 17 市長 | <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>  | <p>障害者関係情報、療育手帳関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、障害児福祉手当関係情報、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは障害児入所給付費の支給若しくは措置若しくは委託に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による入所若しくは入所若しくは入院の委託に関する情報、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による措置に関する情報、札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業の実施に関する情報、札幌市在宅高齢者等・重度</p> |

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       |   | 障がい者（児）紙おむつサービス事業の実施に関する情報、札幌市移動支援事業の実施に関する情報、札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業の実施に関する情報又は札幌市身体障がい者入浴サービス事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの  |
| 18 市長 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、療育手帳関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当関係情報、高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に掲げる施設への入所に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）に掲げる給付に関する情報、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）に掲げる施設への入所に関する情報又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 19 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123  | 障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支  |

|       |  |  |
|-------|--|--|
|       | 号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  | 援給付等関係情報、高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報、介護保険法に規定する施設への入所に関する情報、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人ホームへの入所に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に掲げる給付に関する情報であって規則で定めるもの |
| 20 市長 | 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて規則で定めるもの        | 高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報であって規則で定めるもの  |
| 21 市長 | 札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの        | 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報であって規則で定めるもの   |
| 22 市長 | 札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの | 障害者自立支援給付関係情報又は高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報であって規則で定めるもの   |
| 23 市長 | 札幌市パーソナルアシスタンス事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの          | 障害者自立支援給付関係情報又は高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報であって規則で定めるもの   |
| 24 市長 | 札幌市療育手帳交付事                                     | 障害者関係情報又は高齢福祉サービ   |

|       |  |   |
|-------|--|---|
|       | 業の実施に関する事務であって規則で定めるもの                                   | ス及び障害福祉サービス等関係情報であって規則で定めるもの  |
| 25 市長 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの              | 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの                   |
| 26 市長 | 札幌市国民健康保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                   | 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの  |
| 27 市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの                            |
| 28 市長 | 札幌市後期高齢者医療に関する条例による申請書の提出の受付に関する事務であって規則で定めるもの           | 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの  |
| 29 市長 | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの      | 医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、高齢福祉サービス及び障 |

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       |   | 害福祉サービス等関係情報又は児童福祉法による保育、措置若しくは委託に関する情報であって規則で定めるもの   |
| 30 市長 | 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの                      | 医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は児童福祉法による保育、措置若しくは委託に関する情報であって規則で定めるもの   |
| 31 市長 | 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                       | 障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 32 市長 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は児童福祉法による障                                       |

|        |   |  |
|--------|---|--|
|        |   | 害児通所支援、障害児入所支援若しくは措置に関する情報であって規則で定めるもの                     |
| 3 3 市長 | 児童福祉法による里親の認定、障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                                    | 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 4 市長 | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの                                    | 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 5 市長 | 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |

備考 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- 1 医療保険給付関係情報 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
- 2 障害者関係情報 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報
- 3 生活保護関係情報 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
- 4 外国人生活保護関係情報 生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
- 5 療育手帳関係情報 札幌市療育手帳交付事業により交付される療育手帳に関する情報
- 6 介護保険給付等関係情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
- 7 地方税関係情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- 8 公営住宅関係情報 札幌市営住宅条例（平成9年条例第13号）による家賃に関する情報
- 9 年金給付関係情報 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付又は一時金の支給に関する情報
- 10 中国残留邦人等支援給付等関係情報 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
- 11 障害者自立支援給付関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
- 12 児童扶養手当関係情報 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報

- 13 児童手当関係情報　児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報
- 14 障害児福祉手当関係情報　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する情報
- 15 特別児童扶養手当関係情報　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報
- 16 高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報　療育手帳関係情報、障害者自立支援給付関係情報、障害児福祉手当関係情報、札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する情報、札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する情報、札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する情報、札幌市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施に関する情報、札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する情報、札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業の実施に関する情報、札幌市高齢者配食サービス事業の実施に関する情報、札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業の実施に関する情報、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給若しくは障害福祉サービスの提供に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する情報、昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、札幌市移動支援事業の実施に関する情報、札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業の実施に関する情報、札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者入浴サービス事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者福祉電話設置事業の実施に関する情報、札幌市成年後見制度利用支援事業の実施に関する情報、札幌市点字図書給付事業の実施に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報、札幌市子どもの補聴器購入費

等助成事業の実施に関する情報、札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の実施に関する情報又は札幌市パーソナルアシスタント事業の実施に関する情報

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、本市において個人番号を利用することができる事務等を定めるため、本案を提出する。

